

農業委員会 だより

第1号

平成28年9月

編集・発行
別海町農業委員会
TEL 0153-75-2111
FAX 0153-79-6045
E-mail nougyou@betsukai.jp



目次

会長あいさつ…………… 2

広報委員長あいさつ…………… 2

推進委員会の紹介…………… 3～4

農地制度ほか（農地の権利移動などの身近な問題をテーマに）… 5

農業者年金ほか（農業者年金の加入要件や支給時期の手続きなどをテーマに）… 6



いづみつわり

別海町農業委員会

会長 小野 榮一

農業委員会だより第1号の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

曰ごろより、農地の所有者及び耕作者の皆様には限りある農地資源の有効利用は基より、農地の賃貸借など当委員会の活動・運営にご協力をいただいていることに感謝いたします。

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、国内から物事が地球的規模で展開するグローバルな社会との繋がりに変化し、為替変動や関税など、飼料・肥料及び各種資材等の高値傾向に加えて、農業従事者の担い手不足など飼料生産の共同化や外国人研修制度を利

用した労働力確保も積極的に行われてきましたが、将来不安や高齢化などによっては、地域的な差はあるものの、農地等を手放す農業者が増えています。

そんな中、大きな節目の年となります、本年4月1日から施行した改正農業委員会法は、昭和26年に農業委員会制度が発足して以来最も大きな改革であり、市町村農業委員会においては、農業委員の選任方法が選挙による選出（公選制）から市町村長による任命制に変わり、全体の1割強にあたる約190の農業委員会は4月1日に新体制の発足となりました。

なお、当町におきましては、経過措置により現在の農業委員の任期満了（平成29年7月19日）後の委員から適用されることとなります。

今後も、引き続き農地制度の的確な運用、農地や担い手を守ることに努めるとともに、各種の情報を農業者の皆様に周知し、現場の声に耳を傾け、農業者をはじめ、各関係者の方々のご協力、ご理解を得ながら、積極的に農業委員会活動を展開してまいりたいと存じまので、引き続きご指導ならびにご支援をお願い申し上げます。



いづみつわり

広報委員長 木幡 誠

農業委員会だより発行にあたり近隣の中標津、標津両農業委員会ではすでに農業委員会だよりを出していると聞き、我が別海町農業委員会でも年2〜3回発行するとして、広報委員の設置となりました。私自身、広報委員になる以前は、農業委員会は土地の売買の調整役をするのが仕事で、その他となる広報活動が農業委員の仕事に含まれているとは知りませんでした。この発行を機に、農業委員会だよりによって少しでも、農業委員会の仕事や農地法等を皆様方に知ってもらえればいいなと考えています。今後、写真やイラストを入れ気軽に読める紙面にするよう努力しますので、よろしく願いたします。

別海 推進委員会 紹介

別海推進委員会は現在選挙人、別海地区3名、中西別地区2名、上風連地区1名、奥行地区1名の7名、議会推薦1名の総勢8名で、早坂委員長、久保利副委員長を中心に活動をしている所です。最近では急な経営中止者も数件あるなどあっせん件数が多くなり土地の所有、利用者の希望も少なくなりあっせんに大変苦慮している所です。今春は営農中止農地の売買、賃貸を含めて7件の評価を実施した所です。また、昨年離農跡地に新規入植者1軒経営を開始した所で今後の活躍が期待されます。別海推進委員会内の農用地を管理しているところは道東あさひ別海支所管内全域です。今後遊休農地の懸念が非常に心配されるところですが、推進委員全員解消に努力して行く所存ですが、皆様のご協力とご理解をよろしく願います。

広報委員 臼井 正登



早坂 兼治委員長



久保利 勇副委員長



福本 弘一委員



松田 寅義委員



齊藤 主夫委員



臼井 正登委員



山田 良雄委員



坂本 和平委員

中春別 推進委員会 紹介

中春別推進委員会は、豊原・美原・中春別の3地区を5人の委員で担当していて、それぞれの地域の委員が親身に相談に乗れる様、心がけています。農地の売買や賃貸には中春別農協はじめ、関係機関と連携し、要望にできるかぎり応えるようにしています。農地・施設に関しては、許可・認可の必要な事が多く、時間がかかる事もありますが、気軽に聞いて下さい。農業委員には、農業委員会事務局はじめ、各関係機関との連携の体制がありますので、きつとお役に立てると思います。今後とも農業者年金に限らず、経営・生活全般の良き相談役である様務めてまいりますので、気軽にお声がけ下さい。

広報委員 芳賀 均



加藤 真純委員長



芳賀 均副委員長



内藤 宏幸委員



望月 英彦委員



小野 栄一会長

西春別 推進委員会 紹介

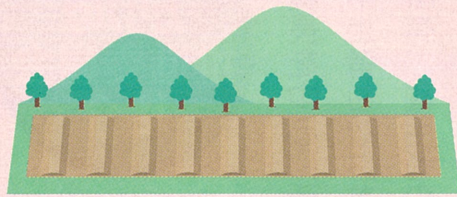
私達西春別推進委員会の紹介をします。

西春別は名の通り別海町の西部に位置し阿寒と西別岳が良く見える地区です。12400 ha

で160戸の農家が営農をしています。この農地を 6人の委員で管轄しています。

近年は後継者不足で離農が相次ぎ農地の価格も下り気味です。新規就農も含め何とか現状を維持したいと願っています。

広報委員 小杉 良夫



小杉 良夫委員長



大内 敏光副委員長



齊藤 寛委員



及川 哲夫委員



藤本 繁樹委員



木幡 誠会長代理

上春別 推進委員会 紹介

『農業委員会だより』の発行にあたり、第1弾として上春別推進委員会の自己紹介をしたいと思います。

私たちはJA道東あさひ上春別支所管内と、JA計根別管内の大成、本別にまたがる約1万6000(約5400筆)の農用地をカバーしています。委員は5名で、加藤委員長を中心に日々、知恵を絞りながら活動しているところです。

私たちの業務は円滑な農地利用を推進するものであり、日頃から農地の集積、売買、賃借や転用に関すること、遊休農地化の未然防止に関すること、農業者年金に関する相談などなんでも結構ですので気軽に声をかけてください。

次号からは、新規就農者や担い手の方々の紹介など地域の情報も発信していきたいと考えています。

広報委員 信夫 重勝



加藤 和広委員長



羽石 健一副委員長



山家 隆志委員



橋本 明雄委員



信夫 重勝委員

農地の貸し借りなど

個人や法人の方が、農地を売買又は貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があり、ほかに新たな制度として、農地中間管理事業があります。

【農地法と農業経営基盤強化促進法の違い】

農地法に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、（農地法の法定更新）原則賃貸借は解約されません。

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定める農用地利用集積計画により設定さ

れた賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用されないことで、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。

なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することによって再設定が可能です。

【農地中間管理事業とは】

農地の貸し借りの新しい仕組みです。

北海道が「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、平成26年3月、公益財団法人北海道農業公社を農地中間管理機構に指定し、従来の農地売買等事業に加えて、新たに貸借による農地中間管理事業により、担い手への農用地の集積と集約化等に取り

組んでいます。

農地中間管理事業による農用地等の賃借権等の権利の設定又は移転は、知事の認可を受けた農用地利用配分計画の定めるところによります。このことで、農地法に基づく農業委員会の許可は不要ですが、配分計画について、農業委員会の意見を聴くものとするとして、法律に明文化されています。

【相続などによって農地の権利を取得したときは】

平成21年に農地法が改正され、農地相続時における相続人の農業委員会に対する届出が義務付けられています。なお、相続の場合は、被相続人の死亡を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出することとされています。

農地転用等について

農地の転用とは、農地を農地以外にすること、耕作の目的に供されている土地の農業以外の土地利用に供することを指します。

農地転用は、永久転用と一時転用の2種類に分けられます。

【例】

○ 農地に農業用施設や住宅等を建築する場合 ↓ 永久転用

○ 山砂等の地下資源の採取等の一時的な利用 ↓ 一時転用

転用許可を得ずに農地を転用した場合は、「農地法違反」となり、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。

※ 法人の場合は、1億円以下の罰金が科せられます。

賃借料情報

別海町

平成27年4月から平成28年3月までに締結（公告）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準（1ha当たり）は、以下のとおりとなっております。

[牧草畑]

（1ha当たり）

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数
別海	22,778円	35,000円	3,484円	36
西春別	25,920円	47,619円	1,966円	36
中春別	21,649円	30,321円	5,000円	21
上春別	26,670円	45,000円	3,000円	59

* 地域区分の上春別には、大成、本別地区を含めています。



農業者年金

この年金は、確定拠出型・積立方式を採用し、自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資とした積立方式の年金です。運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の13年間（H26まで）の運用利回りの平均は、年率3%です。

☆自分が加入するなら…とイメージしてみましょう

加入には「通常加入」と「政策支援加入（保険料の国庫補助）」があります。「通常加入」では2万円～6万7千円（千円単位）までご自身で保険料を設定いただけます。

また、保険料額を途中で変更することも可能ですし、加入脱退も自由にできます。

「政策支援加入」は、40歳未満であり、かつ、一定の条件を満たす農業者の方の保険料（2万円）の一部を国が補助するものです。

◇農業者年金額の試算（保険料月額2万円で加入の場合）

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	性別	年額（月額）	
				運用利回り2.0%	
20歳	40年	960万円	男性	70.8万円	(5.9万円)
			女性	60.0万円	(5.0万円)
30歳	30年	720万円	男性	48.4万円	(4.0万円)
			女性	41.1万円	(3.4万円)
40歳	20年	480万円	男性	29.5万円	(2.4万円)
			女性	25.0万円	(2.0万円)
50歳	10年	240万円	男性	13.5万円	(1.1万円)
			女性	11.4万円	(0.9万円)

（注）この表は、通常加入で65歳の受取額を運用利回り2%として試算した、参考金額です。